

## 中部大学内部質保証推進委員会規程

### (設置)

第1条 中部大学（以下「本学」という。）に、中部大学内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 委員会は、教育研究等諸活動の質を継続的に向上させる取組み（以下「内部質保証」という。）により、本学の教育研究等諸活動の水準の維持及び充実に資することを目的とする。

### (委員会の組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
  - (2) 副学長
  - (3) 大学企画室長
  - (4) 大学事務局長
  - (5) 学長が指名する者
- 2 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 4 第1項第5号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の委員に欠員が生じ、学長が欠員を補充する場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (委員会の審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 内部質保証に関する事項
- (2) 自己点検・評価の在り方に関する事項
- (3) 自己点検・評価結果に基づく改善に関する事項
- (4) 外部評価の実施とその結果に基づく改善に関する事項

### (改善への取組み)

第5条 委員会は、中部大学自己点検・評価委員会から自己点検・評価シート（ピアレビュー

一結果を含む。)等の提出及び全学的課題の提案を受け、外部評価結果と併せて、全学的課題と責任者について審議・決定し、中部大学協議会に報告する。

- 2 委員会は、決定した全学的課題及びピアレビュー結果の個別課題について、責任者及び当該組織に対し、改善に取り組むよう指示する。なお、全学的課題については責任者から、個別課題については当該組織から改善計画・改善報告を受けるものとする。
- 3 各組織は、自己点検・評価結果に基づき、改善する事項については計画的かつ継続的に取り組み、教育研究の質の向上に努めるものとする。

#### (情報の公表)

第6条 委員会は、中部大学自己点検・評価結果及び大学として公表すべきと判断した情報を速やかに公表する。

#### (外部評価の実施)

第7条 委員会は、本学における内部質保証の在り方や3つのポリシーを踏まえた取組みの適切性等について、外部評価員による評価（以下「外部評価」という。）を受けるものとする。

- 2 外部評価に係る詳細については、別に定める。

#### (外部評価結果に基づく改善)

第8条 委員会は、外部評価結果に基づく改善方策を決定する。

2 前項の改善方策は、第5条に定める全学的課題への反映、自己点検・評価実施項目の追加、担当組織への指示など、委員会が必要であると判断した方法によるものとする。

#### (事務)

第9条 委員会の庶務は、大学企画部において処理する。

#### (運営細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

#### 附 則

この規程は、2019年9月18日から施行し、2019年9月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、2023年1月18日から施行し、2023年1月1日から適用する。